

第一回北九州防空演習(一九三一年七月) : 地域における戦争準備体制形成史ノート

石川, 捷治
九州大学法学部助教授

<https://doi.org/10.15017/1892>

出版情報 : 法政研究. 55 (2/4), pp.1-30, 1989-03-25. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

第一回北九州防空演習（一九三二年七月）

——地域における戦争準備体制形成史ノート——

石川捷治

目次

はじめに

一 準備・組織・動員

二 本演習

三 その後の展開
おわりに

はじめに

説 論

第一回北九州防空演習（当時、関門及北九州防空演習という名称も使われた⁽¹⁾）は、一九三二（昭和六）年七月十六日から同十八日までの三日間（本演習）実施された。

防空演習とは、航空機・飛行船などによる「空襲」の被害を最小限度にくい止めるための実地訓練である。わが国で

は、世界史上初の総力戦であった第一次世界大戦を経験するまでの時期においては、いわゆる「外敵」に対する「国土防衛」は沿岸防衛と警備を中心に構想されていたが、その後、航空機の発達により「防空」の必要性がしだいに強調され、侵入する「敵機」を迎撃する航空部隊・地方防空部隊の整備（「軍防空」と並行して、「空襲」の被害を減少させるためのいわゆる「民防空」（「国民防空」）が重視されはじめた。ただし、このことが、日本の軍部（とくに陸軍）が「攻勢」（侵略）よりも「防衛」を重視しはじめたということを意味しないことに注意する必要がある。

防空演習は、一九二八（昭和三）年七月五日から七日まで大阪において第四師団の主催で行われたのが最初であった。この演習では、官民各種機関・団体が参加し、防空戦闘、防毒、消防、燈火管制などの訓練が行われた。「燈火管制」は、午後八時からわずか五分間という短時間であり、市内二十二ヶ所の変電所のスイッチを切る方法で実施された。その際、市電は速度を半減し、ライトにはカバーを被せ、車内燈を半減してよるい戸をしめるなど、一定の形で市民への協力が要請された。さらに一年後の二九（昭和四）年七月には、名古屋において、第三師団・愛知県・名古屋市共催の防空演習が行われた。

北九州防空演習は、大阪・名古屋につぐ第三番目の大規模な演習であったが、当時、「画期的新演習」だといわれた。その点について、関門及北九州防空演習統監部は、次のように述べる。

「大阪及名古屋ノ燈火管制ハ夜間線ヲ変電所デーペンニ消燈シタノデアリマスガ、アノ方法ハ燈火管制デハナク燈火ノ消滅デアルト云ツテモ過言デハナイ、何トナレバ停電ノ場合ト何等異ル所ガ無イカラデアリマス。ノ 換言スレバアノ方法ヲ長時間実施スルトセバ鉄道、運輸、通信、製産ハ一時停止シナケレバナラズ、而モ一般ノ住民ハ頗ル生活上支障ヲ来スコトニナルカラデアリマス。

今回関門及北九州防空演習ニ於テ実施スル燈火管制ハ如上ノ演習ノ方法ト全然相違シ……原則的燈火管制ヲ実

施スルコトニナリマシタ、之ニ就テハ特ニ一般ノ皆様ノ大ナル御援助ヲ仰ガナケレバソノ実施ガ頗ル困難ナノデア
リマス。」（傍点引用者）

ここに示されているように、北九州防空演習は、言葉の正確な意味での「燈火管制」⁽⁵⁾すなわち、市民のより「主体的」な「参加」（動員）を前提とした燈火管制（自由管制）をとりいれた最初の訓練でもあった。その実施のためには、民衆の組織化や動員が、どうしても避けられない課題となったはずである。「国民総動員演習」という面からみても一つの新しい実験に他ならなかった。またこの演習は、福岡・山口・佐賀・長崎の四県にまたがり八市百三十町村、二百三十万人におよぶというその規模の大きさがあり、さらに、八幡製鉄所などには生産活動を続行しつつ「防護」することが要求されるなどかなり実戦的といえる訓練でもあった。

「満州事変」直前、この時期に、このような大規模な防空演習が朝鮮・中国にも近い北九州で行われた意味は何か。前年の一九三〇（昭和五）年には、ロンドン軍縮条約が成立しているが、近い将来において「空襲」の現実的危険性を感じさせるようなものがすでに存在していたのであろうか。それとも軍縮の動きに反発する軍国主義の一時的示威行動にすぎなかったのか。いわゆる「満蒙問題」や軍内部の路線をめぐる闘争との関連はどうか。⁽⁶⁾また演習が、北九州という地域のファッション化の進展にどのような影響を与えたのか。⁽⁷⁾今これらの問題に直接答えることはできない。

本稿では、それらを明らかにする前提として、従来あまり注目されなかった第一回北九州防空演習の実際はどうであったのか、⁽⁸⁾とくに市民の組織化や動員に注目しながら、その実態の一端を明らかにしたいと考える。この作業は、『北九州市史（近代・現代——行政社会）』（北九州市、一九八七年一〇月刊）の執筆陣の一人として参加させていただき、「戦時体制と戦時下の市民生活（防空演習、空襲と疎開、原爆二〇機小倉へ）」を担当した際の資料収集を基礎としている。しかし、本稿が、今後の「地域における戦争準備体制形成史」⁽⁹⁾研究のための「ノート」にすぎないこと

をはじめにお断りしておきたい。

(1) 当時から「第一回」という名を冠していたわけではない。のちにつけられたものである。また「北九州防空演習」という名も、当時、一般市民や新聞紙上においてはよく使われていたが、当局側は正式には「関門及北九州防空演習」と呼んでいた。例えば統監部は「関門及北九州防空演習統監部」である。別に「関門附近防空演習」という名でよばれることもあった。

なお「北九州」という名称は、広義には北部九州を指すが、地元では、旧五市すなわち門司、小倉、八幡、戸畑、若松とその周辺を意味する（狭義の「北九州」）。「防空演習」の場合、基本的には狭義の意味で使われているが、広義の意味も含まれている（例えば福岡市周辺部を含んでいる等）ように思われる。狭義の「北九州」は、軍都・小倉、鉄の都・八幡を中心とする軍事面だけでなく、その地域の産業構造全体において戦争と関わりをもっていた。一八九九（明治三二）年要塞地帯法施行と同時に、北九州一帯は下関要塞地に指定された。第二次大戦末期に北九州が原爆投下目標地に選定されたのも、軍需生産拠点地区であったからであろう。（北九州の性格については、小田・米津・有川・神崎『北九州の歴史』葦書房、一九七九年、一六三―一六五ページ、参照）。

(2) 例えば、「軍防空」と「民防空」（「国民防空」）の区別について、当時の説明は次のごとくである。「軍防空と云ふのは、軍人によつてなされる空の護りで、……積極的国防、或ひは積極的防空と称している、つまり、軍の手によつて飛行機や高射砲などで敵の空襲を防ぎ、また敵機を迎へて戦ひによつて国土への侵入を防ぐ外、国の沿岸、要塞地、重要建造物等に、あらゆる防空施設をしたり必要の個所に防空監視哨を置いたりして護ること、また航空母艦軍艦などでなすのも軍防空である。之れに対して国民防空と云ふのは、国民の手によつて、なされる国防であつて、これは消極的防空と称えられている。各地に組織されている防護団がこれである。又家庭防火群、家庭防火隊等名称は種々であるが、これ等軍に属さない国民の手によつて、空襲を受けた場合、防火に防ぎ、あらゆる働きをして、災を未然に防ぎ、或ひは被害を最少限度に止むるやう活動するのが、国民防空である。」（千田哲雄編纂『防空演習史』、防空演習史編纂所、一九三七年十二月、一ページ）。

(3) 古屋哲夫「民衆動員政策の形成と展開」（『季刊現代史6』現代史の会、一九七五年）、三〇ページ。

- (4) 『昭和六年七月関門及北九州防空演習・一般燈火管制規定』昭和六年五月十八日印刷、関門及北九州防空演習統監部。
- (5) 燈火管制とは具体的には、四通りの方法があった。「消燈——『ランプ』ヲ消スコト、遮蔽——『ランプ』ニ覆ヲカケ又ハ燈火ヲ包ミ上方ニ光ヲ出サヌコト、隠蔽——雨戸ヤ窓覆ヲカケテ光カ洩レヌ様ニスルコト、制限——『ランプ』ノ数ヲ減シタリ又ハ燭光ノ少イ『ランプ』ト取リカヘルコト」(『燈火管制ニ於ケル燈火ニ対スル具体的処置・関門及北九州防空演習統監部』、前掲『一般燈火管制規定』所収)。
- (6) 例えば、信夫清三郎編『日本外交史Ⅱ』毎日新聞社、一九七四年、三五九―七六ページ参照。
- (7) 例えば、日本のファッショ化過程については、安部博純「日本ファシズムの時期区分―政治過程分析の一前提―」(安部博純・石川捷治編『危機の政治学』昭和堂、一九八五年刊・所収)を参照。また、「防空演習」を通じた地域社会の戦争準備体制への組織化という視点からするすぐれた研究に、功刀俊洋「地域における戦争準備体制の形成」(『地域社会の発展に関する比較研究―新潟県三条市を中心として―』一橋大学社会学部、一九八三年三月刊・所収、とくに一一五―一二三ページ)がある。参照されたい。
- (8) 例えば、防衛庁防衛研修所戦史室『本土防空作戦』(一九六六年、朝雲新聞社)は、北九州防空演習について「六年には北九州において相当大規模な防空演習が行なわれた」(二二ページ)と一行ふれたのみで、ほとんど注意を払っていない。
- (9) 功刀前掲論文参照。

一 準備・組織・動員

北九州防空演習の準備は、本演習の半年前一九三一年一月より開始された。『北九州地方社会労働史年表』によれば、一月二〇日に関門北九州防空演習第一次打合せ、二月八日には久留米の第十二師団偕行社において軍部の北九州防空演習に関する秘密会議が開かれた。そして三月一〇日、西日本で初めて下関で燈火管制予行演習が実施された、とある。⁽¹⁾

六月十八日、第十二師団防空演習統監部は、北九州防空演習の日程を発表した。その概略は以下のとおり。⁽²⁾

△七月十四日 芦屋海岸に於て、空軍の爆弾投下に対し高射砲の実弾射撃演習

△七月十五日 昼夜各一回、軍部並地方聯合の総合的防空予行演習。陣地占領、補備作業統一訓練

△七月十六日 本演習挙行。空襲地上防護燈火管制が行われる。空襲は昼間午前午後二回、夜間前夜間後夜間（午前零時以後）二回。襲撃軍は根拠地太刀洗を発し、唐津南方を迂回し唐津壱岐間の海峡を通過、八幡製鉄所、福岡市、関門海峡、北九州各都市を脅かす。防護軍に属する空軍は、北九州沿岸に据付けられた高射砲の掩護により根拠地小倉海岸埋立地を發し敵機を迎撃する。地上に於ては、防衛司令官の命令により、戒嚴同様の状態の下に「地方民」一致協力防護にあたる。

△七月十七日 前日と同じ。

△七月十八日 参加飛行機五十機による空中分列式。のち小倉に於て、木原統監（第十二師団長）の演習講評。

△七月十九日 福岡市の地区防衛司令部に於て、同演習講評。但し故障により本演習延期の場合は同日も演習統行。

なお、同演習に際し御用船宇品丸（三千トン）を出動させ、これに数門の高射砲と聴音機、照空機を搭載し、関門港外六連島の西方海上に配置し防空の任に就かしむる。陸軍運輸部汽艇二隻を壱岐の海峡中央に配置し監視船となす計画である。

北九州各市では、この防空演習に備えて、市長を本部長（市防護委員長）とする市防護本部が設置され、消火、消毒、救助、破壊、警備、交通、避難などの各部門にわたる組織化と準備が進められた。その例を小倉市にみると次のようである。

小倉市

小倉市においては、六月二六日、小倉市防護委員会が市役所に設置され、十二の支部が発足した。市内を各区に分け、それぞれ部署を定め、各種団体を結集せしめるものであった。参加各団体からの参加者四、二三四名で配属各隊別の人員は次のとおり⁽³⁾。

支部本隊七四名、消防消毒隊四七二名、救護隊一、一二〇名、避難所管理隊五四四名、警備隊六九〇名、燈火管制隊五七八名、配給隊二五三名、臨時義勇消防隊二八八名、庶務隊七九名、通信兼作業隊一三六名（合計四、二三四名）。別に「消防隊」本部九五名、市防護委員四四名。

小倉市防護委員会は、委員長・小倉市長、副委員長・警察署長の他委員として次の人々で構成された⁽⁴⁾。新聞記者団代表者二名、消防組頭、消防組副組頭、市助役、市学務課長、造兵廠庶務掛長、兵器支廠庶務課長、憲兵分隊長、青年団長、少年団長、小倉郵便局長、医師会長、商工会議所会頭、小倉市収入役、小倉市土木課長、小倉土木管区長、小倉市水道課長、小倉市海軍班長、小倉警察署、署僚警部、高等主任、同署主任、市会正副議長、九軌電気課長、門鉄小倉工場⁽⁵⁾、小倉駅長、小倉鉄道株式会社専務、工場懇話会幹事長、愛国婦人会幹事部長、在郷軍人連合分会長、同副会長一名、各防護支部長。

また、小倉市防護支部（十二支部）は、それぞれ次のところに支部事務所を置いた。

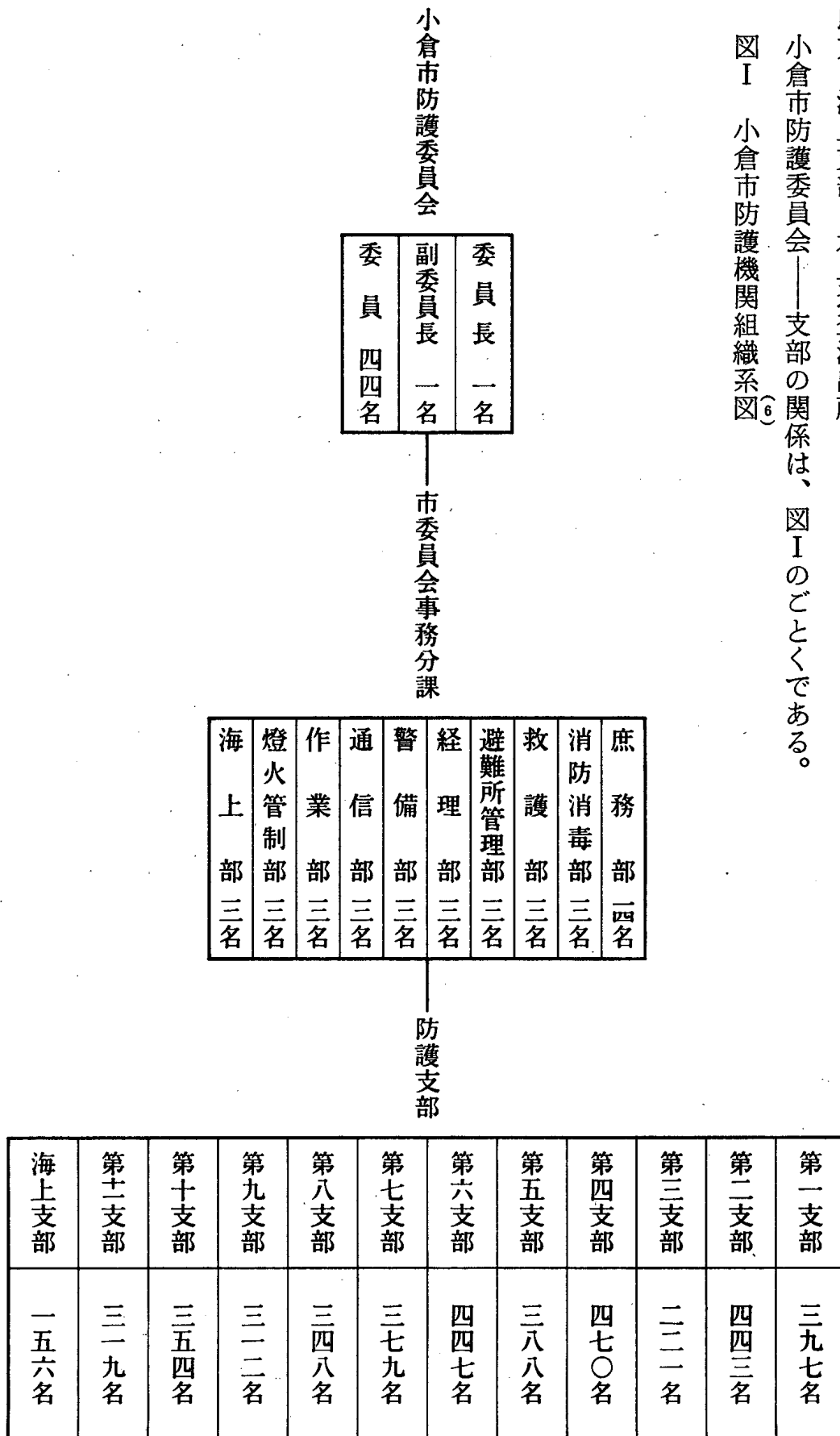
第一支部・米町七丁目永照寺、第二支部・田町小倉警察署、第三支部・長浜先ノ丁利島亀太郎方、第四支部・馬借町宗玄寺、第五支部・中島町中島巡查派出所、第六支部・金田町金田巡查派出所、第七支部・中津口足立俱樂部、第

説 論

八支部・香春口巡查派出所、第九支部・砂津巡查派出所、第十支部・木町巡查派出所、第十一支部・片野町黒瀬常太郎方、海上支部・水上巡查派出所⁽⁵⁾

小倉市防護委員会——支部の關係は、⁽⁶⁾ 図Iのごとくである。

図I 小倉市防護機関組織系図



第一回北九州防空演習（一九三一年七月）（石川）

図Ⅱ 小倉市防護支部参加団体隊員一覽表⁽⁸⁾

計	海上支部	第十一支部	第十支部	第九支部	第八支部	第七支部	第六支部	第五支部	第四支部	第三支部	第二支部	第一支部	支部別 団体別
二四	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	警察官
四四〇		四〇	四〇	三九	四五	四二	三七	三九	三六	三九	四	三六	消防組
一〇三	二	四	五	一〇	一〇	七	一三	七	一六	一	九	二〇	医師会
二七五	二	二〇	一五	二六	二〇	三〇	一六	二	五	二	一八	五	看護婦
九〇一	一五	六	六〇	六	九	八	九〇	一〇九	八	五	一〇七	六〇	在郷軍人 人会
一、四六〇	一三	五九	一五	一〇三	九四	一〇二	一三五	一五	一五七	六	一五四	一七三	青年団
一五			五八	二六	三	三九				一〇			処女会
四六	四		五六		四一	五〇		三四	一〇四		九	一八	少年団
四〇一	五	一八	二	八	二	二〇	一三六	二	二〇	一五	一〇	二〇	保安組 合
三三												三三	婦人会
六七													水難 救護会
三三	七												私設 消防
四、二三四	一五六	三九	三五四	三二二	三四八	三七九	四七	三八八	四七〇	三三二	四三	三九七	計

小倉市防護支部には、消防組、在郷軍人会、青年団、少年団などから多数参加した。そのうち分けは、図Ⅱのごとくである。

小倉市は、防空演習防護計画方針として、軍部の指導のもとに陸軍造兵廠防護機関と協同して、「主目的ハ焼夷及ガス弾ニ依ル敵ノ空襲ニ対シ重点ヲ概ネ西鍛冶町——馬借ヲ通スル以北ノ地区ニ置き防護スルニ在リ」と定めた。また北九州の市民に対しては、次のような「心得」が要請された。

- 「一、静粛ニセヨ、騒擾ハ爆弾以上ニ危険
 - 二、警報ニ注意セヨ、敵機ノ来襲ハ一般警報（空襲警報又ハ非常燈火管制警報）テ市民ニ知ラセル
 - 三、早ク近クノ家屋ニ入レ、街道ニ立ツナ
 - 四、附近ニ家カナケレハ路傍ノ壕又ハ窪地ニ先ツ爆弾ノ難ヲ避ケヨ
 - 五、避難ニハ後始末カ大切ダ、火元、電気、瓦斯ニ注意セヨ
 - 六、瓦斯カ来タ時ハ特別ノ注意ヲ要スル
 - 七、一個所ニ多数群集スルハ危険テアル
 - 八、硝子窓ト扉ノ近クハ危険テアル⁽¹⁰⁾
- そして次のような「燈火管制実施方針」が示された。
- 「一、市内総テノ燈火ハ自由管制トスルモ状況之ヲ許セハ中央管制ヲナスコトアリトス
 - 二、街路照明ハ絶対ニ消燈スルヲ立前トスルモ夜間作業及交通保安トシテ若干残置ス其ノ位置ハ市防護計画別紙第八ノ如シ而シテ其遮蔽装置及不滅燈火タルノ標識ハ電力供給者ニ於テナスモノトス
 - 三、停車場、埠頭、汽車、電車、並船舶ハ平常ノ通り運転シ得ル如ク管制ス

四、各会社工場燈火ハ各工場会社毎ニ管制ヲ実施スルモノトス⁽¹¹⁾

予行演習

北九州防空演習の予行演習が、まず最初に、戸畑市主催により、六月二十九日午後九時から戸畑市全域において実施された。サイレンをはじめ第一、四各地区の警鐘を合図に、鉄道電車を除く大半の電燈が消された⁽¹²⁾。七月一日には、下関、門司、小倉、彦島、企救の三市二町の燈火管制予行演習が行われた。下関市では、消防組、救護団、在郷軍人会、青年団、青年訓練所、少年団などから千六百余名が参加した⁽¹³⁾。

門司市では、本演習のとおり監視員、巡視員、町総代の総動員が行われ、門司署に警備隊総本部が設置され、警察署員、消防組員、在郷軍人、青年団員、青訓生など二千二百名が参加し、それぞれ燈火管制班、警報伝達班、交通整理班、警備班に分れて行動した。門司市内を四つの防護地区にわけて、それぞれ各地区本部を派出所に置いて指揮がとられた⁽¹⁴⁾。

小倉市では、市防護委員会をはじめ四千四百名の防護員が各部署につき予行演習が実施された⁽¹⁵⁾。牛島参謀（下関要塞）は「最初としては誠に好成績」と評したが、小倉市防護委員会は、次のような市民への通知を出した。

「去ル七月一日燈火管制ニ付予行演習ヲ実施セシ処、市内ニ於テ左ノ欠点ヲ認メ候ニ付、七月十五日ノ予行演習及同十六日ヨリノ本演習ニハ全ク欠点無キ様充分御注意有之度重ネテ御通知申上候

- 一、家庭ニ於ケル燈火ニ覆ヲナセルモ不充分ニシテ光ノ洩ルルモノアリ
- 二、家庭ニ於テ燈火ニ覆ヲナセルモ雨戸硝子ニ光リ反射シ、戸外ニ洩ルモノアリ
- 三、家庭ニ於ケル燈火ヲ可成小サキ電球ヲ用ヒ且ツ其ノ数ヲ少クスルコト

四、家庭ニ於ケル門燈、軒燈、庭園燈等ノ消燈ヲ忘レタルモノアリ

五、燈火管制中ニハ盜難、火災、二十分注意スルコト

六、燈火管制中ハ可成戸外ニ出デザルコト若シ已ムヲ得サルモノハ戸締ヲ充分ニス

七、空襲警報ト非常管制警報ト解除トヲ聞キ誤マルモノアリ

例エバ空襲警報ニテ消燈又ハ遮蔽シ非常管制警報ニテ燈火シ又ハ覆ヲ取除クモノアリ

八、燈火管制ハ消燈ノミト誤信シ覆ヲナサザルモノアリ⁽¹⁶⁾ (傍点、原文)。

なお、七月一日には福岡市外の姪浜・箱崎の二町でも予行演習が行われた。七月四日から十五日間、防空展覧会が、福岡市尚武会主催、陸軍省・福岡県などの後援により、福岡市記念館および博物館において開かれた⁽¹⁷⁾。

七月四日、八幡・戸畑・若松三市及製鉄所聯合の防空演習燈火管制予行演習が行われた。若松市では、陸上燈火管制班として衛生組合長四百名、在郷軍人三百名、警備班として青年団二百五十名、警察五十名、海上保安組合三十名、水上署十四名、海上班として二十名、前田救難所二十名、海上警備救護所四十三名、モーターボート十五隻、伝馬八隻が動員された⁽¹⁸⁾。

(1) 古賀良一(代表)・安部・永原・石川・斉藤編『北九州地方社会労働史年表』西日本新聞社、一九八〇年、三四七―五一ページ。

(2) 防空演習彙報・六月十八日統監部発表(『福岡日日新聞』『九州報知新聞』六月十八日)。なお旧漢字・カナづかいは若干修正している。以下においても同様である。

(3) 『小倉市防護計画概要・昭和六年七月』小倉市役所。

(4) 同右。

(5) 同右。

- (6) 同右。
- (7) 小倉在郷軍人聯合分会は、北九州防空演習のために『空襲歌』を作って宣伝した。(国境警備節)
- 「一、エログロイットに夜は更けて、ジャズの都は今さなか、たちまち起る阿鼻叫喚
- 二、敵機襲来百余台、空を蔽うて物凄く、潮の如く襲ひ来る
- 三、耳をつんざく爆弾や毒瓦斯弾や焼夷弾、つるべ落しに撃ちかゝる
- 四、武備なきものの哀れさよ、焦熱地獄のその中に、彼等の毒手に委せけり
- 五、町は戦で皆焼けぬ汚ない心も皆焼けぬ、赤土に芽や新日本
- 六、ウービー町の其の跡に、戦忘れぬ人々が、敵機来れと呼びかけぬ
- (『福岡日日新聞』昭和六年六月一日)。
- (8) 前掲『小倉市防護計画概要』。
- (9) 『昭和六年度関門附近防空演習小倉市防護計画』。
- (10) 『防護ニ関スル市民ノ心得』関門及北九州防空演習統監部・関係都市防護委員発行、昭和六年七月。
- (11) 前掲『昭和六年度関門附近防空演習小倉市防護計画』。
- (12) 『福岡日日新聞』昭和六年七月一日。
- (13) 同紙、同紙特別号外、昭和六年七月二日。
- (14) 同紙、同紙特別号外、昭和六年七月二日。
- (15) 同紙、同紙特別号外、昭和六年七月二日。
- (16) 小倉市防護委員会発行の通知ビラ（昭和六年七月）。
- (17) 『福岡日日新聞』昭和六年七月五日。
- (18) 同紙、昭和六年七月四日、五日。

二 本 演 習

軍 部

七月十一日、防空演習統監部が小倉市勝山城内小倉記念館内に、西部防衛司令部が同市の野戦重砲兵第二旅団司令部内に、演習憲兵隊本部が同市の小倉憲兵分隊内に開設された。統監部および防衛司令部などの設置で、一九二五（大正十四）年の第十二師団の久留米移転以来さびれていた勝山城内は以前にもどったかのような活況を呈したという。

七月十三日、防空演習統監木原第十二師団長は、新聞記者を通じて市民に対し次のようなステートメントを発表した。

「今回の防空演習はその規模および範囲また実施方法において多分の特殊性を持ち、見方によっては世界に先例なき画期的の企てと申すべきで我国朝野の期待は勿論欧米各国に対しても我国防空施設の鼎の軽重を問はるゝ所以でぜひ大成功裏に終始したい。かゝる大規模にして有意義な演習を実施し得るに至ったのは全く各位が国土防衛の真義を理解せられ進んで国民の国防、国家総動員に勇躍された結果に外ならないので邦家のため同慶に堪へないと共に心強さを覚ゆる。要するに防空は各位相互の理解と軍民間の融合と統制ある訓練とに俟つところ多く、この点に關しても一層の努力を願ふところである。なほ軍部としてもこの種研究は日なほ浅く今回の演習により有益なる資料を得たい考へであるが、各位においても十分研究を遂げられ将来のため貴重なる資料を得るとともに軍部将来のためにも必要な資料を提供されたく希望する。こゝに軍部を代表挨拶する次第である。」⁽¹⁾

木原統監は、以上のように「国民の国防」「国家総動員」「軍民間の融合」を強調した。

天皇

天皇は北九州防空演習に対して侍従武官を差し向けた。蓮沼侍従武官は、七月十五日午前九時五十分小倉市勝山城内旧偕行社に到着した。市内小中学校生徒、市民が門司から小倉までの沿道で一行の自動車を出迎えるため動員された。同日午前十時より「聖旨伝達式」が、木原統監はじめ演習参加の将校など二百三十余名が参集して行われた。

「御沙汰 昭和六年七月十五日

天皇陛下に於カセラレテハ本演習ニ重キヲ置カセ給ヒ且ツ統監以下演習員一同ノ労苦ヲ思召サレ此度特ニ其状況実視ノタメ本職ヲ差遣ハサルル旨御沙汰在ヲセラル」⁽²⁾

これに対し木原統監から奉答の辞が述べられたが、蓮沼侍従武官は「侍従武官謹話」を次のように発表した。

「今回の演習は広い範囲にわたりかつ海陸をも包含するなどいろいろの点から従来の演習と趣きを異にしているの
で畏き辺りにおかせられても特に本演習に重きをおかせられ本職を差遣はされました。随つて演習中は出来るだけ
軍民の一致した活動状況を具さに視察復命したいと思つています」⁽³⁾

翌日の新聞各紙には「聖旨厳かに下って意気いよく昂る、戦機愈よ熟す——大防空演習」などの見出しがみられた。

各市の団体・市民

門司市では、七月十三日午後二時から老松公園に、第二、第三防護地区の在郷軍人、消防組員、青訓生、主婦会、

婦人会、処女会、看護婦会、産婆会員など五百余名を集め、防護機関の編成基本訓練が行われた。十二師団の渡少佐、陸軍化学研究所の中林大尉より指導をうけて、防毒マスクの用法、催涙ガスの実施、ガス検知方法、救護法などにつき訓練が実施された。この訓練には、市役所、水陸両署員、消防組、水難救済会、一般市民など一千余名の参観者があつた。⁽⁴⁾ 門司市防護委員会は、七月十五日より十九日まで市内西本町平井屋において、各種ガス・発煙筒の展示会を開催した。また門司市東部湯屋組合は、防空演習燈火管制を効果的ならしめるために、十六、七、八の三日間各午後八時以降休業することを決定した。

八幡・若松・戸畑三市の防空演習防護基本訓練は、七月十一日午後一時十五分より雨天のため場所を変更して八幡市会議事堂において、凶師八幡市長、長井尾八幡署長、田尻製鉄所労務部長などをはじめ、三市ならびに製鉄所の各防護機関幹部、救護班の看護婦など約四百名が出席して行われた。凶師市長の挨拶のあと、氣象器材、防毒面使用方法、消毒作業、赤青標示法、救護法などの講演と実地訓練が実施された。⁽⁵⁾

下関・門司・小倉の三市、企救、彦島両町の聯合基本訓練は、七月十一日午後一時から予定地であった浅野埋立地を変更して小倉市天神島小学校において、関係各市町より約六百名が参加して行われた。中富小倉警察署長が防護委員副会長として挨拶したのち、八幡・若松・戸畑の場合とはほぼ同じ訓練が実施された。⁽⁶⁾

遠賀郡折尾町、島郷村の聯合燈火管制の予行演習は七月十日に、福岡県鞍手郡宮田町と同町内の貝島鋳業七炭坑の燈火管制は同十二日に実施された。また三菱鋳業新入六七坑は九日夜行われた。⁽⁷⁾

見 学 者

本演習は七月十六日から同十八日まで実施されたが、すでに述べたように、この演習が山口・福岡・佐賀・長崎の

四県にまたがる大規模なものであり、当時「画期的新演習」とされたため、賀陽宮をはじめ陸海軍の将官、代議士、政府関係者、報道関係者など多数の見学者があった。賀陽宮の宿所には戸畑市の安川邸があてられた。

賀陽宮以外の主な見学者は次のとおり。⁽⁸⁾ 上原勇作（元帥）、加藤寛治（軍事参議院・海大将）、鈴木孝雄（同・陸大将）、安保清種（海軍大臣・大将）、谷口尚真（海軍軍令部・大将）、二宮重治（参謀次長）、杉山元（陸軍次官・中将）、松井石根（第十一師団・陸中将）、吉田豊彦（陸軍技術本部・陸大将）、古谷清（陸軍航空本部・陸中将）、緒方勝一（陸軍造兵廠・陸中将）、井上幾太郎（軍事参議官・陸大将）、荒木貞夫（第六師団・陸中将）、寺内壽一（第五師団・陸中将）、米内光政（朝鮮鎮海要港部・海中将）、溝口直亮（貴族院議員）、伊東二郎丸（同）、松平親義（同）、東郷安（同）、比佐昌平（衆議院議員）、生方大吉（同）、松田正一（同）、古島宮次郎（同）、中島喜代一（中島飛行機製作所社長）、渋澤武之助（石川島飛行機製作所社長）、新聞記者（大毎、大朝、福日、九州日報、九州報知、玄海日報、九州今日、九州時事、九州毎日、筑後、小倉新報、国力通信、豊陽日日、中央写真通信、筑豊、洞海日日、日刊工業、新聞、関門日日）。

この防空演習においては、ラジオが警報を伝達した他、新聞各紙が演習の様態を大々的に報道した。

七月十四日

特殊附帯演習は、午後八時より福岡県遠賀郡芦屋町芦屋海岸において、雨のなかで行われた。三万人とも五万人ともいわれる観客を前に、十センチ高射砲、七センチ高射砲など五門を使って夜間実弾射撃演習が実施された。またこの日正午頃には、太刀洗飛行隊の戦闘機による機関銃（空弾）射撃があった。⁽⁹⁾

七月十五日

午前七時より前日と同じく芦屋海岸において、実弾射撃演習が実施され、宇品丸の航行中の射撃をはじめ模型潜水

艇の浮標、風船などに向けての実弾演習がおこなわれた。観客は十万人といわれ、芦屋始って以来の人出であったが、天候が悪く雲にさえぎられたため沖合でのこの演習を目撃することも砲声を耳にすることもあまりできなかったという。また、八幡製鉄所では、全工場において煙幕遮蔽試験が行われた。⁽¹⁰⁾

七月十六日

十六、十七日は本演習として空襲地上防護燈火管制が行われ、昼間二回、夜間二回の空襲を想定した訓練が実施された。

「乙国は甲国に対し十五日午後十一時宣戦を布告し、甲国も十六日午前零時に乙国に対して宣戦を布告す」をうけて、午前九時七分西部防衛司令部監視本部へ佐賀県西松浦郡相知炭坑監視哨より第一報「敵の爆撃機五機発見」との通報あり、九時五十分には遠賀川上空に「敵攻撃機」は姿をあらわした。

若松市では、午前八時若松市浜埋立地に各防護機関一千二百名が集合。「敵攻撃機」が瓦斯弾、焼夷弾を落したとの想定のもとに、移動避難訓練を実施した。市民数千人が参加したため大混雑となった。⁽¹¹⁾ 小倉市では、四千五百人の防護支部員が夜明けを待ってそれぞれの部署につき「来襲」に備えた。⁽¹²⁾ 門司市では、午前九時十二分空襲警報が発せられた。八幡市では、大火災起るとの想定のもとに演習が、八幡大谷グラウンドで開かれ、観客一万余名。夜間には、藤田防衛司令官が、九時二五分空襲警報とともに非常燈火管制命令を発し、全管内の燈火管制を行い、十時これを解除した。なお夜襲機は天候不良のため飛ばず、市民をガツカリさせた。⁽¹³⁾

七月十七日

午前、八幡製鉄所、洞海湾船舶、午後、戸畑・若松・八幡の地上防護演習が雨のなかで繰り広げられた。八幡製鉄所では、生産作業を続行しつつアンストラチン煙幕などで遮光に成功した。遮蔽に使った発煙筒の数六百二十本、参加

人員一千名、費用約二万円であった。⁽¹⁴⁾

七月十八日

演習は、午前中、演習地域地帯に対する侵入軍の「空襲」を撃退した時点で終了。十八日正午以降、軍部以外の参加諸団体は演習に参加しないことになった。この日、福岡市を中心とする地区は、軽爆機十三台が飛来して、空陸戦線にわたる防空演習が行われた。⁽¹⁵⁾

終了

北九州防空演習は十八日に終了。十九日午後四時より小倉旧偕行社において、木原統監が演習参加の軍部ほか諸団体に対して講評を述べた。概略次のようなものであった。

「今回八市百三十町村を包含し帝国未曾有の試みとして実施した大規模な防空演習は相当天候に禍ひされ予定の幾何かを変更するの已むなきに至りましたが、官民各位の真摯な御努力に依り概ね順調に近接しまして演習の目的を達成し得ました……全般を通じて先づ第一に緊要欠くべからざる用件は精神上に於ける軍民の共同一致と云ふ事であると確信します。各位に於かれても定めし御同感であると信じます。而して此点に關しては約半歳の計画期間及ここ数日間の演習実施期間を通じ終始不変の官民一致の融合が出来たと認めて居りまして御同慶に堪へませぬ。⁽¹⁶⁾」

（傍点引用者）

また、藤田西部防衛司令官は、これとは別に談話を発表し「公私一致の熱誠で予期以上の好成績」としたうえで、次のように述べた。

「演習地域内には西日本の要港たる関門の海上、我が国鉄工業の中枢製鉄所、筑豊炭田の炭都等我が国重要産業地区を抱擁し、これが成否は一に我が国防の真価を世界に問ふものであって、その軍民一致の節制、秩序、機敏、統

制は国防上大いに資するところがあつたと同時に確かに世界に誇り得るものと信じ、殊に各地の自治的燈火管制は空襲防御に対し非常に効果的であつた。⁽¹⁷⁾

統監、司令官ともに「軍民の共同一致」「自治的燈火管制」が、かなりの程度成功したと評価したのであつた。

七月十九日午後五時から旧偕行社において、木原第十二師団長、川渕福岡県知事・平井山口県知事共同主催の慰勞宴會が開かれ、軍部関係者、関門北九州各市町村防護委員など一千余名が参加した。この宴には、小倉市主婦會、愛國婦人會、処女會から四百余名の會員がでて、接待役などを受けもつた。

不安・不満・抵抗？

防空演習実施に対する市民の批判・不安・不満を新聞紙上に見つけることは難しい。このことは、それらが存在しなかつたのではなく、表面に出にくいか、あるいは出ても報道されなかつたことを示しているのである。しかし、紙上でも次のような不安は語られている。「自由管制の本義は、全市を完全に闇黒裡に隠すと共に市民は通常の如く生活を続ける点にある。演習は二、三日で終るから商売を休んでもよいが、実戦の場合には講和成立までは何年間でも空襲脅威の下に管制を続けねばならぬ。……燈火を消さずして遮蔽するのでなくはいけない。然るに今度は多くの家で消燈を行つていたようだし、特に在郷軍人、青年團等の消火班が熱心の余り消燈を強要する向が相当多かつた。」
 (『関門日日新聞』防空演習を顧みて(三)より)

八幡製鉄所では、今回の演習で支出した経費はすくなくとも二万円位にのぼるといわれているが、「コンナ事を始終やっていたら莫大な費用を要する。不景氣の際だ、今度はこれ位にして貰はねばネ」との幹部の声も出ている。⁽¹⁸⁾

防空演習の犠牲者としては、七月十五日門司市の三才の女子が姉に連れられて近くの風呂屋に入浴に行ったが、飛

行機が来たといふので姉一人屋外に飛出した留守中に、湯ぶねのなかに転落溺死したケースがある⁽¹⁹⁾。また七月二日には、防空演習の根拠地を撮影したとして二十一才の青年が逮捕された（小倉⁽²⁰⁾）。また七月一五日には、夜間燈火管制中に駅事務室に投石があったり⁽²¹⁾（八幡）、燈火管制中かなりの管制もれの火光がみとめられて、防護委員を慌てさせる一幕（若松など）もあった⁽²²⁾。

- (1) 『福岡日日新聞』特別号外、昭和六年七月十四日。
- (2) 「防空演習ニ関スル御沙汰伝達ノ件」（小倉市長神崎慶次郎、兵第二五八七号、昭和六年七月二十四日）。
- (3) 『大毎西部毎日』昭和六年七月十六日。
- (4) 『福岡日日新聞』昭和六年七月十四日。
- (5) 同紙、昭和六年七月十二日。
- (6) 同紙。
- (7) 『福岡日日新聞』昭和六年七月十一日、十三日。
- (8) 『見学者宿所一覽表』防空演習統監部（ガリ版刷り）、所属・肩書きなどもそれによる。
- (9) 『福岡日日新聞』、『大毎西部毎日』昭和六年七月十五日。
- (10) 同前紙、昭和六年七月十六日。
- (11) 『福岡日日新聞』昭和六年七月十七日。
- (12) 同紙。
- (13) 同紙。
- (14) 『大毎西部毎日』昭和六年七月十九日。
- (15) 『福岡日日新聞』昭和六年七月十九日。
- (16) 『大毎西部毎日』昭和六年七月十九日。
- (17) 『福岡日日新聞』昭和六年七月十九日。

(18) 同紙。

(19) 『福岡日日新聞』昭和六年七月十七日。『大毎西部毎日』昭和六年七月十七日。

(20) 『福岡日日新聞』昭和六年七月三日。

(21) 同紙、昭和六年七月十七日。

(22) 『大毎西部毎日』昭和六年七月十七日。なお、当時の「昭和恐慌」下において、労働運動・社会運動・政治運動の側がこの防空演習にどのような対応をしたかについては調査できなかった。当時八幡では、製鉄合同反対運動が起っており、それは「大争議につづく二度目の、姿と形を変えた無産運動と国家との大規模な衝突」であった。(徳本正彦「官営企業都市における無産運動と国家」『法政研究』第五一卷第三―四合併号、一九八五年三月刊・所収、および同「製鉄合同政策をめぐる中央と地方——八幡における反対運動を中心に——」日本政治学会一九八四年度年報『近代日本政治における中央と地方』岩波書店、一九八五年刊・所収、参照)。

三 その後の展開

第一回北九州防空演習のあと、北九州における防空演習は、日中戦争、太平洋戦争下においても実施され、市民生活のなかに日常化されていった。

功刀俊洋氏は、防空演習史における関東防空大演習(一九三三年八月)のもつ画期性について次のように論ずる。「一九三二年までの防空演習は、航空機と高射砲、毒ガスなどを用いた現代戦の啓蒙宣伝、在郷軍人会と青年団などの官製団体を動員した一時的軍国主義の示威の場にすぎなかった。しかし、一九三二年八月におこなわれた関東防空大演習は、市区町村行政機構の下に防護団・防護分団を組織し、それを恒常的なものとして運用していく出発点となった。以後、防空演習は全国各地で地域国防体制建設の先導的役割を果たしたのである。」⁽¹⁾

ここで指摘されているように、市区町村行政機構のもとに防護団・防護分団が組織されるのは、一九三三年以降であるが、すでに見たように、一九三一年の第一回北九州防空演習においても、行政機構のもとに防護組織をつくり市民を組織・動員する方向が明白になり、それが一定程度実現していたのである。以下、北九州における防空演習の展開を概観する。⁽²⁾

翌年一九三二（昭和七）年には、北九州各市の主催による防空演習がそれぞれ実施されたが、同年九月三日関門北九州六市の国防協議会が小倉市勝山閣で開催され、国防思想の普及と国防統制機関として関門六市国防協会の結成を決定した。そして十一月二十七日関門北九州六市国防協会の発会式が、小倉中学校において行われ、各市には同協会の支部が結成された。

第二回北九州防空演習は、三三年の関東、三四年の大阪について、一九三四（昭和九）年九月三十日から十月二日まで実施された。⁽³⁾この第二回演習は、第十二師団管内および朝鮮南部を区域としたものであったが、これに先だち同年九月一日、若松市防護団結団式が同市浜グラウンドにおいて在郷軍人会、国防婦人会、中学校生徒など一五〇〇名が参加して挙行された。戸畑市では、すでに前年の三三年に、在郷軍人会を基礎として、鶴田豊市長を団長に本部を市役所内におき、各地区別に四ヶ分団をもつ防護団を編成していたが、三四年九月戸畑高女下広場において一五〇〇名を集めて、戸畑市防護団の発団式を行った。⁽⁴⁾

第三回北九州防空演習は、一九三六（昭十一）年九月二十七日から十月二日までの六日間、第十二師団管内とくに関門北九州及南朝鮮方面にかけて実施された。北九州各市の防護団や消防団が中心となって動いた。八幡市では、三万一千名の全小學校生徒が防毒マスク姿で登校した。門司市では、同市内の薬剤師三十余名で組織する国防化学協会の門司支部が、門司市防護団防毒班として活動した。⁽⁵⁾

一九三七（昭和十二）年七月の蘆溝橋事件を契機として、日本軍が中国に対する全面的侵略を開始するとともに、北九州各市における防空・防護訓練は激しさを増した。三七年十一月十一日、西部防衛管区全域に、わが国で初めての警戒警報が発令された。一九三八（昭和十三）年二月二十四日には、北九州・山口・長崎および南九州の各地に、西部防衛司令部より警戒警報が発せられ、戦時体制への傾斜が本格化してきた。四月一日には国家総動員法が公布された。⁽⁶⁾

各市では、それぞれの防空委員会による防空計画案が策定され、それにもとづく訓練が行なわれた。八幡市においては、一月二十六日から二十七日まで、八幡市防空講習会が開催された。また同月、関門北九州六市国防協会は、兵器の献納など当初の目的を達成したとして解散を決議した。二月十一日から四日間、三月二十三日から四日間の二回にわたり、西部防衛司令部管下に防空訓練（演習）が行われた。さらに五月二十三日から二十五日までは呉鎮守府の提唱による海陸協力による燈火管制演習が実施された。六月十日から十一日までは、内務大臣の命による警報伝達を主とした防空訓練、九月二十九日から十月五日までの一週間は、西部防衛司令部管下の防空演習が行われた。

一九三九（昭和十四）年には、北九州各市において防護団にかわって防護団と消防組を統合一体化した警防団が結成された。これは同年一月の勅令第二〇号「警防団令」の公布をうけて、三月の県令第一号「警防団令施行細則」にもとづき設立されたものであった。戸畑市では、三月二十日「市警防団設置要綱」が決定され、三月二十七日戸畑市防護団は八幡神社で、同消防組も三月三十日市公会堂で解散式を行い、五十年に及ぶその歴史に終止符を打った。そして四月一日には戸畑市警防団が誕生した。⁽⁷⁾ また八幡市警防団は、四月五日、結団式を大谷広場において団員三、七二〇名の参加のもとに挙行した。四月六日には若松市警防団の結団式（団員一、一〇〇余名）が浜グラウンドで行われた。その後門司市警防団、水上警防団の結団式が挙行された。なお洞海湾については戸畑・若松・八幡三市連合で

洞海湾警防団が設置された。同年七月頃には各市において各戸の燈火管制用具の検査や家庭防空組合の準備訓練等が行われ、七月二十九日から三十一日までの三日間、西部防衛司令部管下に防空演習が実施された。十月二十一日から二十四日まで県下一斉の防空基本訓練が実施され、同月二十五日から二十八日までは内務大臣の命による西部防衛司令部管下での防空訓練が行われた。⁽⁸⁾

一九四〇（昭和十五）年は「紀元二千六百年」に相当する年として、北九州各市では記念式典および記念行事が行われた。この年、戦時における国民組織の基礎単位として町内会隣組の制度が強力に導入され、防空・防護・物資の統制配給、勤労奉仕などの分野で活動することとなった。

一九四一（昭和十六）年にはいると、県下一斉の第一次防空訓練が三月三十一日から四月四日にかけて五日間行われた。さらに八月十五日から同三十一日まで十七日間、全県下および関係海上管区の特別防空訓練が実施され、十月十二日から二十一日まで十日間、第二次全県一斉の防空訓練が行われた。この間各市では市独自や地区での訓練が繰り返し行われた。これらは徹底した戦時体制下の訓練であり、鉄かぶと、防毒面、頭巾、防火バケツ、火たたき、防火水槽等を各戸ごとに準備させ真剣さを加えていた。⁽⁹⁾

一九四一（昭和十六）年に改正された防空法は、空襲に際しての居住者の退去禁止、応急防火義務（応急防火義務違反者には五〇〇円以下の罰金）などを規定していた。当時は空襲による火災は家庭防空隣保組織で措置しうる程度のもものとみなされており、市民は投下された焼夷弾等は必ず消し止め、逃避してはならないとされていた。いわゆる「防空敢闘の精神」である。⁽¹⁰⁾しかし、このような非合理的的精神論が一九四四（昭和十九）年六月十六日以降の北九州空襲の際に、非戦闘員である市民の犠牲を大きくした要因の一つともなったのであった。また防空壕については、早くから防空演習が実施された割には建設が遅れた。家庭防空壕は、各戸その家族の人員によって大ききの規模を定め

床下、軒先、道路側等に掘られた。一九四二（昭和十七）年のミッドウェー海戦の敗北以降、各市設の大規模なものもつくられたが、掩蓋の不十分な壕や構造の貧弱なものは、爆破された岩石や土砂に打ち破られて一家生き埋めや窒息するなどの悲劇を生んだ。一九三一年以来、十五年間にわたって行われてきた防空演習は、実際の北九州空襲には、ほとんど対応できなかったのであった。⁽¹¹⁾

- (1) 功刀俊洋「満洲事変期の地域『国防』団体——栃木県国防同盟会の事例——」（鹿児島大学教養部紀要『社会学雑誌』第八号、一九八五年九月刊・所収）、三七ページ。
- (2) 以下の叙述は、『北九州市史』の筆者担当部分を下敷とし、若干の加筆を行ったものである。
- (3) 第二回北九州防空演習は、梨本宮の統監のもとに実施されたが、詳しくは、『昭和九年北九州防空演習彙報』（北九州市立中央図書館蔵）を参照されたい。
- (4) 『戸畑市史』第二集、昭和三十六年三月一日刊、七五〇—七五一ページ。なお、防護団については、「防護団についての資料は現在のところ極めて不十分であるが、三三年九月一日（震災記念日）の東京市聯合防護団の結成がきっかけとなり、以後各都市に普及していったものとみられる。したがって法令にもとづく組織ではなく、その組織は各地で多少異っていたと思われる」との指摘がある。（古屋前掲論文、四八ページ）。
- (5) 前掲『北九州地方社会労働史年表』四四三ページ。
- (6) 安部博純「軍部・財閥・革新官僚」（『十五年戦争史（2）日中戦争』青木書店、一九八八年刊・所収）参照。
- (7) 前掲『戸畑市史』七四九ページ。
- (8) 同、七五〇—七五一ページ。
- (9) 前掲『北九州市史』六三三—六四六ページ参照。
- (10) 須崎慎一「戦時下の民衆」（『体系・日本現代史』第三卷、日本評論社、一九七九年刊・所収）二〇九—二一〇ページ。
- (11) 前掲『北九州市史』六七三—六八四ページ、参照。

おわりに

以上の検討を通じて、一九三一年七月の第一回北九州防空演習は、すでに北九州五市のいくつかにおいて、地域行政機構のもとに市民を組織した恒常的な防空防護組織をつくろうとする動きを生みだしたことが、そしてそれは燈火管制を実施しようとすれば、避けられない課題であったこと、第一回以降の北九州の防空関係諸行事の展開のなかで、一九三一年に出発したそれらの組織が一応機能を発揮したらしいこと（これは直接実証しえたわけではないが）、などがおぼろげながら明らかになったように思われる。

しかし、一九三一年当時、「満州事変」直前の時期において、それは、ごく一部の萌芽的な動きにすぎなかったのか、それともかなりの実質をともなった動きであったのか、明確にしえなかった。十二師団内部におけるこの防空演習の意義づけがいかなるものであったのか、この年の秋におこなわれた陸軍大演習（熊本）との関連についても今回はふれえなかった。また、このような軍部の側の動向に対して、市民の側がどのような反応を示したのか。軍都小倉・鉄都八幡を抱えこみ国家権力の動向にきわめて敏感な側面をもつと同時に、「労働者の街」でもあった北九州において、いち早くこのような試みがみられたことの意味は何であったのか。今回は、それらの問題を残したまま、ざっと表面をなせた程度で終らざるをえなかった。ある意味ではファシズム「先進」地域（？）ともいえる北九州の歴史にはもっとメスが入れられていいのではないかと考えている。他日を期したい。

（一九八九年二月）

参 考 文 献

- 『昭和七年防空演習記録』（井手伊親作製、一九三三年九月一日寄贈）二冊、北九州市立中央図書館所蔵
- 『福岡日日新聞』、『大阪毎日新聞西部毎日』、『関門日日新聞』、『九州報知新聞』
- 防衛庁防衛研究所戦史室『本土防空作戦』朝雲新聞社、一九六六年
- 『資料日本現代史8』（満洲事変と国民動員）大月書店、一九八三年
- 千田哲雄編『防空演習史』防空演習史編纂所、一九三七年
- 古賀良一他編『北九州地方社会労働史年表』西日本新聞社、一九八〇（昭和五五）年
- 『福岡県百科事典（上・下）』西日本新聞社、一九八二（昭和五七）年
- 『門司市史（第二編）』一九六三（昭和三八）年
- 『戸畑市史（第二集）』一九六一（昭和三六）年
- 『若松市史（第二集）』一九五九（昭和三四）年
- 小田・米津・有川・神崎『北九州の歴史』葦書房、一九七九年
- 『市民派』（北九州国民文化会議）一九七一（昭和四六）年
- 『北九州空襲（第二集・資料編）』（北九州空襲を記録する会）一九七二（昭和四七）年二月
- 『昭和九年北九州防空演習彙報』北九州市立中央図書館所蔵
- 『昭和十一年度第十二師管防空演習規約、規定及説明集』第十二師団司令部留守部
- 西部防衛司令部編纂『防空手簿』一九三八（昭和十三）年
- 『防空警防関係法令及例規』福岡県警察部一九三九（昭和十四）年
- 『昭和十九年六月以降空襲ニ因ル関係書類綴』門司市防空本部一九四四（昭和十九）年～一九四五（昭和二十）年
- 『日本の空襲八 九州』三省堂、一九八〇年
- 『日本の空襲十 補巻資料編』同右、一九八〇年
- 福岡県教職員組合編『語りつぐ戦争』葦書房、一九七九年

- 福岡県教職員組合編『戦争と子供たち』同、一九八一年
- 創価学会青年部反戦出版委員会『恐怖の焼夷弾 福岡空襲の証言集』第三文明社、一九七八（昭和五十三）年
- 水谷鋼一・織田三乗『日本列島空襲戦炎誌』中日新聞出版局、一九七五（昭和五十）年
- 林えいだい『私たちの風船爆弾』亜紀書房、一九八五年
- 福岡空襲を記録する会『火の雨が降った 6・19福岡大空襲』葦書房、一九八六年
- 朝日新聞西部本社社会部編『小倉に原爆が落ちた日』あらしき書店、一九八三（昭和五十八）年
- 『激動二十年 福岡県の戦後史』毎日新聞社、一九六五（昭和四十）年
- 信夫清三郎編『日本外交史Ⅱ』毎日新聞社、一九七四年
- 安部博純『日本ファシズム研究序説』未来社、一九七五年
- 江口圭一『日本帝国主義史論』青木書店、一九七五年
- 藤原彰編『日本民衆の歴史8』三省堂、一九七五年
- 江口圭一編『体系・日本現代史』第一卷（日本ファシズムの形成）日本評論社、一九七八年
- 江口圭一『十五年戦争の開幕』小学館、一九八二年
- 藤原彰・今井清一編『十五年戦争史』(1)(2)、青木書店、一九八八年
- 木坂順一郎『軍部とデモクラシー』日本国際政治学会年報『平和と戦争の研究Ⅱ』一九六七年
- 芳井研一『日本における総力戦体制の構築』『日本史研究』第一三二号、一九七三年
- 古屋哲夫『民衆動員政策の形成と展開』『季刊現代史6』現代史の会、一九七五年
- 由井正臣『軍部と国民統合』東京大学社会科学研究所編『ファシズム期の国家と社会Ⅰ 昭和恐慌』東京大学出版会、一九七八年
- 今井清一『総動員体制と軍部』東京大学社会科学研究所編『ファシズム期の国家と社会6 運動と抵抗（上）』東京大学出版会、一九七九年
- 吉田 裕『昭和恐慌前後の社会情勢と軍部』『日本史研究』第二一九号、一九八〇年二月
- 額 厚『総力戦体制研究』三一書房、一九八一年
- 功刀俊幸『軍部の国民動員とファシズム』『歴史学研究』第五〇六号、一九八二年七月

功刀俊洋「日本ファシズム体制成立期の軍部の国民動員政策」日本現代史研究会編『日本ファシズム(2)』大月書店、一九八二年
功刀俊洋「地域における戦争準備体制の形成」一橋大学社会学部『地域社会の発展に関する比較研究』、一九八三年三月
功刀俊洋「満洲事変期の地域『国防』団体——栃木県国防同盟会の事例——」鹿児島大学教養部紀要『社会科学雑誌』第八号、一
九八五年九月

(付記) 資料等について、永末十四生(北九州市立中央図書館相談役)・安部博純(北九州大学法学部教授)の両先生はじめ平井一臣氏(九州大学法学部助手)、北九州市立中央図書館、北九州市立八幡図書館、田川市立図書館、福岡県立図書館に大変お世話になった。記して謝意を表する次第である。